

1 計画修正の背景

令和3年3月 区の地域防災計画の修正（令和2年度修正）
 5月 災対基本法等の一部改正
 4年5月 「首都直下地震等による新たな東京の被害想定」の公表
 5年5月 都の地域防災計画の修正
 災対基本法施行令等の一部改正

2 被害想定概要

注意：2つの地震は想定地震が異なるため単純な定量比較はできない

| | | 平成24年 多摩直下地震 | 令和4年 多摩東部直下地震 | |
|--------|------|-----------------|------------------|-------|
| 震度面積率 | 震度6弱 | 98.3% | 55.7% | |
| | 震度6強 | 1.7% | 44.3% | |
| 建物全壊棟数 | | 2,611棟 | 2,493棟 | |
| 火災 | 出火件数 | 12件 | 28件 | |
| | 焼失棟数 | 3,106棟 | 11,004棟 | |
| 死者数 | | 212人 | 314人 | |
| 負傷者数 | | 5,389人 | 3,792人 | |
| 避難者数 | | 118,245人 | 129,837人 | |
| 帰宅困難者数 | | 98,294人 | 43,191人 | |
| ライフライン | 電気 | 停電率 | 6.3% | 10.9% |
| | 電話等 | 通信不通率 | 2.2% | 7.4% |
| | ガス | 供給停止率 | 95.3% | 32.7% |
| | 上水道 | 断水率 | 28.3% | 14.4% |
| | 下水道 | 管きよ被害率 | 19.8% | 3.9% |

3 減災目標

2030（令和12）年度までに、国や都が目標とする「首都直下地震等による人的・物的被害を概ね半減」することを目指す

4 計画修正の概要

(1)被害想定で示された防災・減災対策上の課題への対応

- ①防災まちづくり
 - ・木造住宅密集地域における道路・公園の整備と不燃化の推進
 - ・防災まちづくり推進地区における改善事業
 - ・建築物の耐震化
 - ・危険なブロック塀等の撤去促進
 - ・都市計画道路事業にあわせた延焼遮断帯の形成
- ②出火防止対策と初期消火対策
 - ・出火防止対策の強化
 - ・地域の初期消火力の向上
- ③中高層マンション防災対策
- ④水害対策
- ⑤避難行動要支援者対策
- ⑥区民の行動変容につながる周知・啓発対策
 - ・区民の行動変容につながる周知・啓発対策
 - ・地域別防災マップの作成・訓練の実施
 - ・ねりま防災カレッジ事業の充実
 - ・区民防災組織等の取組支援

「第3次 みどりの風吹くまち」アクションプラン事業に位置付け

(2)法改正等への対応

- ①法改正への対応
 - ・避難勧告・避難指示の一本化
 - ・個別避難計画の作成の努力義務化
 - ・広域避難に係る居住者等の受入に関する規定の改正
- ②水防法に基づく指定河川の変更
 - ・都が石神井川を洪水予報河川に、白子川を水位周知河川に指定
- ③都計画の修正を踏まえた対応
 - ・複合災害、南海トラフ地震への対応

(3)防災・減災対策の具体化

- ①食料・飲料水・毛布の備蓄
- ②災害時における飲料水の確保
- ③災害時におけるトイレ環境の確保
- ④災害時における資器材用燃料の確保
- ⑤情報伝達手段の整理

5 スケジュール（予定）

令和5年11月21日 練馬区防災会議（第1回）の開催 ※計画素案の決定
 12月11日 計画素案のパブリックコメント（～6年1月15日）
 6年 3月下旬 練馬区防災会議（第2回）の開催 ※計画の決定

(1)被害想定で示された防災・減災対策上の課題への対応

①防災まちづくり

密集住宅市街地整備促進事業実施地区や防災まちづくり推進地区において、地域住民への丁寧な周知啓発に取り組み、引き続き、道路拡幅、建築物の不燃化、危険なブロック塀等の撤去など、災害に強いまちづくりを推進します。

これまで耐震化を進めてきた特定・一般緊急輸送道路沿道建築物に加え、地域輸送道路沿道建築物の耐震化について検討していきます。また、新耐震基準の住宅のうち、いわゆる2000年基準を満たさない木造住宅の耐震化を促進します。

【新規】

- 新耐震木造住宅の耐震助成

【充実】

- 防災まちづくり事業実施地区における危険なブロック塀等の撤去促進助成制度の拡充

②出火防止対策および初期消火力の強化

地震発生時に延焼の危険性が高い地域の木造戸建て住宅を対象に、感震ブレーカーを無償で貸与します。また、区立施設やコンビニなどの街頭に、消火用スタンドパイプを設置します。令和5年度に購入した防災訓練車を活用し、地域で積極的に初期消火訓練を展開していきます。

【新規】

- 防災まちづくり事業実施地区における感震ブレーカーの貸与
- 個別避難計画作成対象者への感震ブレーカーの貸与
- 地震・火災リスクの高い地区における消火用スタンドパイプを街頭に設置
- 初期消火講習会の実施
- 防災訓練車を活用した地域の初期消火訓練

③中高層マンション防災対策の推進

居住者の自助・共助意識を向上させ、在宅避難が可能となるよう、「中高層住宅の防災対策ガイドブック」を全面改訂し、中高層マンションを対象に全戸配布します。防災会の組織化や防災マニュアルの作成などのマンション防災会の活動支援を行います。さらに、応急給水栓やマンホールトイレの整備費用を補助します。

【新規】

- 応急給水栓やマンホールトイレの整備への補助

【充実】

- 「中高層住宅の防災対策ガイドブック」の改訂・発行

④水害への対策（河川、下水道の早期整備および流域対策の推進）

降雨による浸水被害を防止するため、河川および下水道の早期整備を東京都に要請するとともに、公共・民間施設への雨水貯留浸透施設の設置による流域対策を進めます。都は、気候変動の影響を踏まえた豪雨対策基本方針の改定に向け検討を進めており、その結果を踏まえて練馬区総合治水計画を見直します。

（主な事業）

- ・河川改修の早期実施・下水道幹線施設整備等の東京都への要請
- ・流域対策の推進
- ・総合治水計画の見直し

⑤避難行動要支援者対策の推進

避難行動要支援者が「どこへ」「だれと」避難するかを明確にする個別避難計画の作成を進めるとともに、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を活用した、より実効性の高い訓練を実施します。また、要介護高齢者や障害者など配慮を要する方の福祉避難所への直接避難を検討します。

【新規】

- 福祉避難所への直接避難の検討、試行実施、拡大検討
- 個別避難計画作成対象者への家具転倒防止器具の設置支援の実施
- 個別避難計画作成対象者への感震ブレーカーの貸与[再掲]

【充実】

- 個別避難計画の作成
- 避難行動要支援者名簿・個別避難計画を活用した訓練の実施

⑥区民の行動変容につながる周知・啓発

在宅避難への備えなど、具体的な行動につながる契機となるよう、「防災の手引」を全面改訂し、全戸配布します。地域の災害リスクや防災情報をまとめた地域別防災マップを、水害リスクの高い未作成地区で地域住民と協働で作成します。

【充実】

- 防災の手引、中高層住宅の防災対策ガイドブック、防犯・防火ハンドブックの全面改訂
- 区ホームページ内のコンテンツの改訂（防災、防犯・防火）
- オンデマンド防災学習コンテンツの作成・配信
- 地域別防災マップの作成・訓練実施（残り4地区）

(2)法改正等への対応

①法改正の対応

令和3年5月の災対法の一部改正では、災害時における円滑かつ迅速な避難を確保するため、①避難勧告・避難指示の一本化、②個別避難計画の作成、③広域避難に係る居住者等の受入れに関する規定の改正が行われました。また、救助法の一部改正では、国の災害対策本部が設置されたときは、これまで適用できなかった災害が発生する前段階においても、救助法の適用を可能とし、都道府県等が避難所の供与を実施できることになったため、これらの内容を反映しました。

【主な内容】

- 避難勧告・指示を一本化し、従来の勧告の段階から避難指示を行うこととし、避難情報のあり方を包括的に見直し。
- 避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画について、区市町村に作成を努力義務化
- 区市町村長が居住者等を安全な他の区市町村に避難（広域避難）させるに当たって、必要となる区市町村間の協議を可能とするための規定等を措置。

②水防法に基づく指定河川の変更

東京都は、令和5年2月に石神井川を洪水予報河川に、令和5年4月に白子川を水位周知河川にそれぞれ指定しました。石神井川は東京都と気象庁が合同で、白子川は東京都が、氾濫危険情報を発表します。

これらの指定河川の変更を踏まえ、洪水予報・水位周知の発表基準水位や、氾濫危険情報等の伝達系統の変更等を反映しました。

③都計画の修正を踏まえた対応

令和5年5月の東京都地域防災計画（震災編）修正では、過去10年間の取組や社会環境の変化等を踏まえた課題を踏まえた分野横断的な視点に基づく対策等を盛り込みました。

【主な内容】

- 女性や要配慮者など多様な視点の防災対策への反映
- 防災対策の実効性を高め、加速化するツールとして「防災DX」を積極的に推進
- 同種あるいは異種の災害が同時又は時間差を持って発生する、複合災害への対応

(3)防災・減災対策の具体化

①食料・飲料水・毛布の備蓄

都の被害想定では、避難者数のうち避難所避難者数は、発災1日後が85%、発災4日～1週間後が67%、発災1か月後が30%になるものとして避難所避難率を試算しています。また、在宅避難者を想定した食料需要を、避難所避難人口の1.2倍、飲料水需要を断水人口、毛布を避難所避難人口と試算しています。

そのため、食料の備蓄量は、発災1日後の避難所避難者数の1.2倍に相当する食料需要量（1人1日3食）を、飲料水需要量（1人1日3L）も食料需要量と同数を、毛布需要量については避難所避難者数を備蓄することとします。

また、備蓄倉庫のない地域を解消するために、新たな倉庫を整備します。

②災害時における飲料水の確保

避難所周辺の断水を想定し、避難拠点に飲料水が届くまでの間の対応について、応急給水計画の具体化を図りました。

③災害時におけるトイレ環境の確保

避難所における給排水設備等の被害を想定し、避難拠点における応急点検・修理を行うまでの間の対応について、避難拠点におけるトイレ利用計画の具体化を図りました。あわせて、避難拠点等で使用する災害用簡易トイレの備蓄を充実します。また、家庭内における災害用簡易トイレの処分方法の具体化を図りました。

④災害時における資器材用燃料の確保

避難拠点における資器材用燃料の不足を想定し、協定団体や協定自治体等から資器材用燃料を確保するまでの間の対応について、燃料が不要な避難拠点から不足している避難拠点に再分配することとしました。

⑤情報伝達手段の整理

区内部や防災関係機関との情報伝達について、有線通信設備、インターネット環境、無線通信設備等の手段を整理しました。また、情報共有・集約の手段として、災害情報システムを活用することとしました。